

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例

(設置)

第一条 福山市鞆町における県道の交通の混雑を緩和するため、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第六号に規定する道路の附属物である自動車駐車場として、広島県営鞆町鍛冶駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第二条 駐車場の位置は、福山市鞆町とする。

(指定管理者による管理)

第三条 この条例に基づく駐車場の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 一 駐車料金の徴収に関すること。
- 二 駐車場の施設の維持及び場内整理に関すること。
- 三 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(供用時間)

第四条 駐車場の供用時間は、零時から二十四時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、駐車場の供用時間を変更することができる。

(利用車両)

第五条 駐車場を利用することができる車両は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車（積載物又は取付け物を含め、長さが五メートル以下で、かつ、高さが二・一メートル以下のものに限る。以下「利用車両」という。）とする。

(利用の制限)

第六条 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該利用しようとする者に対し駐車場の利用を拒否することができる。

- 一 利用車両以外の車両を駐車させようとするとき。
- 二 発火性、引火性等のある危険物を利用車両に積載しているとき。

三 駐車場の施設又は他の利用車両を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

四 その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(禁止行為)

第七条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

一 他の利用車両の駐車を妨げること。

二 駐車場の施設又は他の利用車両を毀損し、又は汚損する行為をすること。

三 火気を使用すること。

四 騒音を発すること。

五 所定の場所以外の場所にごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置すること。

六 知事の許可なく物品の販売、ポスターの掲示その他これらに類する行為をすること。

七 その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(駐車料金)

第八条 駐車場の利用者は、別表に定める駐車料金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車又は道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三条の三に規定する自動車を駐車させる場合は、駐車料金を納付することを要しない。

(駐車料金の徴収時期及び方法)

第九条 駐車料金は、駐車場から利用車両を出場させるときに現金により徴収する。ただし、定期券(別表の定期券料金により購入される駐車券をいう。以下同じ。)利用による駐車料金及び回数券利用による駐車料金については、これらを発行するとき現金により徴収する。

(駐車料金の返還)

第十条 既に徴収した駐車料金は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、既に徴収した駐車料金の全部又は一部を返還することができる。

(駐車料金の減免)

第十一条 知事が特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(免責事項)

第十二条 県又は指定管理者は、利用者による他の利用車両の毀損、汚損若しくは滅失又は利用車両内に留置された貴重品その他の物品の紛失等に係る損害については、その賠償の責めを負わない。

(標識)

第十三条 道路法第二十四条の三の規定により駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 駐車場の供用時間
 - 二 駐車場の駐車料金の額及び納付方法
 - 三 その他県又は指定管理者が駐車場の利用に関し必要と認める事項
- 2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。
(委任規定)

第十四条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 (第八条関係)

- 一 普通料金及び定期券利用による駐車料金

種 別	区 分		金 額
	普通料金	定期券料金	
普通料金	午前八時から午後一時まで 一台当たり	駐車時間が四時間以下の場合	駐車時間一時間につき一五〇円。ただし、駐車時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間として計算する。
	午後一〇時から翌日の午前八時まで 一台当たり	駐車時間が四時間を超え、七時間以下の場合	駐車時間(四時間を超える部分に限る。一時間につき一〇〇円で計算して得た額に、六〇〇円を加算した額。ただし、駐車時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間として計算する。
定期券料金	一月につき一台当たり	駐車時間が七時間を超える場合	一、〇〇〇円
			五、〇〇〇円

二 回数券利用による駐車料金

種類		枚数	発行料金
一〇〇円券	一〇枚から九九〇枚までの枚数	九〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
	一、〇〇〇枚から二、九〇〇枚までの枚数	八〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
	三、〇〇〇枚以上の枚数	七〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
一五〇円券	一〇枚から九九〇枚までの枚数	一三五円に発行する枚数を乗じて得た額	
	一、〇〇〇枚から二、九〇〇枚までの枚数	一二〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
	三、〇〇〇枚以上の枚数	一〇五円に発行する枚数を乗じて得た額	

備考 回数券を発行する枚数は十枚以上とし、十枚から九百九十枚までの枚数を発行する場合にあつては十枚を、千枚から二千九百枚までの枚数を発行する場合にあつては百枚を、三千枚以上の枚数を発行する場合にあつては五百枚をそれぞれ発行する枚数の単位とする。